

審議会等の名称	伊勢崎市景観審議会
---------	-----------

機関の概要

設置年月日	平成２０年４月１日		
設置の根拠法令等	伊勢崎市景観まちづくり条例、伊勢崎市景観まちづくり条例施行規則		
設置目的 （所掌事務）	市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項等について調査審議する。		
委員任期	令和４年４月１日から令和６年３月３１日まで		
委員数	１５人	うち女性人数	５人
委員のうち 公募委員の数	４人	公募委員のうち 女性人数	３人
会議の公開	非公開	公開しない理由	議事運営に支障
議事録の公表	非公表	公表しない理由	議事運営に支障
委員名簿の公表	公表	公表しない理由	—
所管課（事務局）	都市計画部都市計画課景観係		